

○筑波大学大学院学則

平成16年4月1日

法人規則第11号

改正 平成16年法人規則第27号

平成17年法人規則第37号

平成17年法人規則第48号

平成17年法人規則第52号

平成17年法人規則第66号

平成18年法人規則第1号

平成18年法人規則第24号

平成18年法人規則第30号

平成19年法人規則第8号

平成19年法人規則第41号

平成19年法人規則第67号

平成20年法人規則第25号

平成21年法人規則第2号

平成21年法人規則第6号

平成22年法人規則第25号

平成23年法人規則第39号

平成23年法人規則第48号

平成23年法人規則第62号

平成24年法人規則第2号

平成24年法人規則第33号

平成24年法人規則第38号

平成24年法人規則第57号

平成25年法人規則第32号

平成26年法人規則第25号

平成27年法人規則第25号

平成28年法人規則第35号

平成28年法人規則第40号

平成28年法人規則第50号

平成29年法人規則第15号

平成29年法人規則第22号

平成29年法人規則第28号

平成30年法人規則第7号

平成31年法人規則第12号

令和元年法人規則第8号

令和元年法人規則第27号

令和2年法人規則第8号

令和2年法人規則第42号

令和2年法人規則第43号

筑波大学大学院学則

目次

- 第1章 目的（第1条）
- 第2章 課程、課程等の目的、修業年限及び在学年限、教育研究活動等状況の公表（第2条―第7条の3）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第8条―第10条）
- 第4章 入学等（第11条―第25条）
- 第5章 教育課程、履修方法等（第26条―第40条）
- 第6章 課程の修了及び学位授与（第41条―第47条）
- 第7章 授業料（第48条―第52条）
- 第8章 休学、転学、留学及び退学（第53条―第60条）
- 第9章 収容定員等（第61条）
- 第10章 修学及び学生生活の支援等（第62条―第64条の2）
- 第11章 賞罰（第65条―第70条）
- 第12章 学生居住施設（第71条―第74条）
- 第13章 科目等履修生等（第75条―第79条）
- 附則

第1章 目的

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が設置する筑波大学の大学院（以下「本大学院」という。）の課程、修業年限、教育課程、収容定員その他学生の修学上必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 課程、課程等の目的、修業年限及び在学年限、教育研究活動等状況の公表

（課程）

- 第2条 本大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。
- 2 前項の修士課程、博士課程及び専門職学位課程には、専ら夜間において教育を行う課程を含むものとする。
- 3 第1項の専門職学位課程には、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を含むものとする。

（博士課程）

- 第3条 本大学院の博士課程は、前期及び後期の区分を設けないもの（以下「一貫制博士課程」という。）、前期及び後期の課程に区分するもの（以下「区分制博士課程」という。）並びに後期の課程のみのもの（以下「3年制博士課程」という。）とする。
- 2 区分制博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）の区分とし、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うも

のとする。

(課程の目的)

第3条の2 修士課程及び博士前期課程は、幅広く深い学識の涵養を図り、専門分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

- 2 一貫制博士課程、博士後期課程及び3年制博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 3 専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度で専門的な職業能力を有する人材の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養することを目的とする。
- 4 法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(人材養成目的)

第3条の3 学術院、研究群、専攻及び研究群に置く学位プログラム（以下「研究群の学位プログラム」という。）ごとの人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的（次項及び第3項において「人材養成目的」という。）は、学術院長が、部局細則で定める。

- 2 グローバル教育院に置く学位プログラム（以下「グローバル教育院の学位プログラム」という。）の人材養成目的は、法人細則で定める。
- 3 学術院長が、人材養成目的を定め、又は改廃する場合には、教育を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）の承認を得なければならない。
- 4 学術院長が、第1項の部局細則を定め、又は改廃する場合には、学術院運営委員会の議を経なければならない。
- 5 第2項の法人細則を定め、又は改廃する場合には、教育院会議の議を経なければならない。
- 6 学術院長が、第1項の部局細則を定め、改廃した場合には、速やかに学長に報告しなければならない。
- 7 第15条、第25条、第26条、第29条、第33条から第34条の2まで、第36条、第41条、第42条から第43条の3まで、第44条の2から第44条の6まで及び第46条において、学術院長が部局細則を定める場合及びグローバル教育院の学位プログラムにあっては法人細則で定める場合には、前3項の規定を準用する。

(修士課程の修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う課程（以下「修士課程の短期在学コース」という。）の標準修業年限は、1年とする。

(博士課程の修業年限)

第5条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第44条に規定する医学を履修する博士課程（以下「医学の課程」という。）の標準修業年限は、4年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、3年制博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(専門職学位課程の修業年限)

第5条の2 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。)において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う課程(以下「専門職学位課程の短期在学コース」という。)の標準修業年限は、1年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

(長期履修学生の修業年限)

第5条の3 修士課程(修士課程の短期在学コースを除く。)、博士課程又は専門職学位課程(専門職学位課程の短期在学コースを除く。)において、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、法人細則で定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)に係る修業年限は、当該課程の在学年限を超えることができない。

(修士課程の在学年限)

第6条 修士課程の在学年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程の短期在学コースの在学年限は、3年とする。

(博士課程の在学年限)

第7条 一貫制博士課程の在学年限は、7年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学の課程の在学年限は、6年とする。

3 区分制博士課程の在学年限は、博士前期課程にあつては4年とし、博士後期課程にあつては5年とする。

4 3年制博士課程の在学年限は、5年とする。

(専門職学位課程の在学年限)

第7条の2 専門職学位課程の在学年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程の短期在学コースの在学年限は、3年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、法科大学院の課程の在学年限は、5年とする。

(教育研究活動等状況の公表)

第7条の3 本大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 次条に規定する春学期及び秋学期の入学者に係る学年は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 春学期の入学者 4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - (2) 秋学期の入学者 10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要な場合には、学長は、別に学年を定めることができる。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分けるものとし、それぞれの期間は、次のとおりとする。

- (1) 春学期 4月1日から9月30日まで
 - (2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要な場合には、学長は、別に学期の期間を定めることができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日（専ら夜間において教育を行う課程にあつては月曜日）
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (4) 開学記念日 10月1日
 - (5) 春季休業 2月1日から4月4日まで
 - (6) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (7) 冬季休業 12月27日から翌年1月6日まで
- 2 教育研究上必要な場合には、学長は、教育研究評議会の議を経て、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 教育研究上必要な場合には、学長は、教育研究評議会の議を経て、第1項に規定するもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学等

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないときは、法人細則で定めるところにより、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第12条 本大学院に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学（以下単に「大学」という。）を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国

の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第5号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者
- (9) 本大学院において行う個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(医学の課程の入学資格)

第13条 前条の規定にかかわらず、医学の課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学(医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程に限る。)を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する

ことにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、医学の課程への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者
- (7) 本大学院において行う個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- (8) 大学（医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (9) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。以下この号において同じ。）を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了し、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

（博士後期課程及び3年制博士課程の入学資格）

第14条 第12条の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合には、博士後期課程又は3年制博士課程に入学できる者を、次の各号のいずれかに該当する者としてすることができる。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 学校教育法第104条第1項に規定する専門職大学院の課程を修了した者に授与される文部科学大臣の定める学位（以下「専門職学位」という。）を有する者
- (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 学校教育法施行規則第156条第4号の規定により、国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第5号の規定による外国の学校等において、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者
- (9) 本大学院において行う個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学者選抜に関する基本方針等)

- 第15条 学長は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で、入学者選抜に関する基本方針を定めるものとする。
- 2 学術院長は、前項の基本方針に基づき、部局細則で、当該学術院の入学者選抜に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 第1項の基本方針に基づき、グローバル教育院の学位プログラムの入学者選抜に関し必要な事項は、法人細則で定めるものとする。
- 4 学術院長が、第2項の部局細則を定め、又は改廃する場合には、担当副学長の承認を得なければならない。

(入学の出願)

- 第16条 本大学院の学術院又はグローバル教育院の学位プログラム(以下「学術院等」という。)へ入学を志願する者(次項において「入学志願者」という。)は、入学願書に法人細則で定める書類を添えて、願い出なければならない。
- 2 入学志願者は、前項の出願に当たっては、別表第1に定める額の検定料を納付しなければならない。ただし、入学志願者が、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定)に基づく国費外国人留学生(以下単に「国費外国人留学生」という。)である場合又は学長が特に定める場合は、この限りでない。

(入学者選抜)

- 第17条 前条の出願をした者については、法人細則で定めるところにより、当該学術院等において入学者選抜を行う。
- 2 入学者選抜の方法は、書類審査、学力試験、小論文、面接又は実技試験によるものとする。

(入学手続及び入学許可)

- 第18条 前条の入学者選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者であって本大学院の学術院等への入学を希望するもの(以下「入学希望合格者」という。)は、所定の期日までに、法人細則で定める書類を提出しなければならない。
- 2 入学希望合格者は、前項の入学手続に当たっては、別表第1に定める額の入学料を納付しなければならない。ただし、入学希望合格者が、国費外国人留学生である場合又は学長が特に定める場合は、この限りでない。
- 3 学長は、前2項の入学手続を完了した者(次条に規定する入学料の免除又は第20条に規定する入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。
- 4 納付された入学料は、返付しない。ただし、次条の規定により入学料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

(入学料の免除)

- 第19条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合

- (3) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(入学料の徴収猶予)

第20条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第21条 前2条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(編入学、転入学及び再入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者が、編入学を志願したときは、選考の上、一貫制博士課程の第3年次に、編入学を許可することができる。

- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 専門職学位を有する者
 - (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 学校教育法施行規則第156条第4号の規定により、国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 学校教育法施行規則第156条第5号の規定による外国の学校等において、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (8) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者
 - (9) 本大学院において行う個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 2 他の大学の大学院(第14条第6号及び前項第6号の国際連合大学の課程を含む。以下同じ。)に現に在学する者(外国の大学の大学院に在学する者及び我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者(学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。)を含む。)が、転入学を志願したときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。
- 3 第58条の規定により退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。

- 4 前3項に規定する編入学、転入学及び再入学に係る入学手続及び入学許可については、第18条の規定を準用する。
- 5 第1項から第3項までに規定する編入学、転入学及び再入学に係る第19条に規定する入学料の免除及び第20条に規定する入学料の徴収猶予については、第18条第1項に規定する入学希望合格者の例による。

(学術院等の移籍)

第23条 学生が、現に所属する学術院等以外の学術院等に移籍を志願した場合には、選考の上、当該学術院等の相当年次に移籍を許可することができる。

(研究群の学位プログラム又は専攻の移籍)

第24条 学生が、現に所属する学術院の他の研究群の学位プログラム又は専攻に移籍を志願した場合には、選考の上、当該学術院の他の研究群の学位プログラム又は専攻の相当年次に移籍を許可することができる。

(編入学者等の既に履修した授業科目等の取扱い)

第25条 第22条の規定により入学を許可された学生及び前2条の規定により移籍を許可された学生の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、学術院にあつては部局細則で、グローバル教育院の学位プログラムにあつては法人細則で、それぞれ定める。

第5章 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第26条 学長は、教育研究評議会の議を経て、本大学院の教育課程の編成の基本方針を定めるものとする。

- 2 学術院、研究群、専攻及びグローバル教育院の学位プログラムは、前項の基本方針に基づき、それぞれの教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学術院、研究群、専攻及び研究群の学位プログラム並びにグローバル教育院の学位プログラム（以下「学術院・研究群等」という。）は、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たっては、学術院・研究群等は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮するものとする。
- 4 学術院長は、学術院運営委員会の議を経て、部局細則で、当該学術院の教育課程の編成方針を定めるものとする。
- 5 グローバル教育院の学位プログラムにあつては、当該学位プログラムの教育課程の編成方針は、教育院会議の議を経て、法人細則で定めるものとする。
- 6 学術院長が第4項の部局細則を定め、又は改廃する場合には、担当副学長の承認を得なければならない。

第26条の2 前条第2項に定める授業科目のほか、本大学院の学生を対象とした共通の授業科目（以下「大学院共通科目」という。）を開設する。

(特別の課程の編成)

第26条の3 学長は、必要があると認めるときは、学校教育法第105条の規定に基づく筑波大学の学生以外の者を対象とした特別の課程(次項において「特別の課程」という。)を編成するものとする。

2 前項に定めるもののほか、特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に法人規則で定める。

(共同教育課程の編成)

第26条の4 学長は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第26条第1項の規定にかかわらず、他の大学の大学院が開設する授業科目を、本大学院の教育課程の一部とみなして、本大学院及び他の大学の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。

2 共同教育課程を編成する専攻を設ける学術院及び他の大学の大学院(以下「構成大学院」という。)は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(国際連携専攻の設置等)

第26条の5 学長は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学術院に、外国の大学の大学院(国際連合大学を含む。以下同じ。)と連携して教育研究を実施するための専攻(以下「国際連携専攻」という。)を設けることができる。ただし、国際連携専攻のみを置く学術院を設けることはできない。

2 国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける学術院の収容定員の2割(一の学術院に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学術院の収容定員の2割)を超えない範囲で定めるものとする。

3 学長は、第26条第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学の大学院(以下「連携外国大学院」という。)が開設する授業科目を本大学院の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。

4 国際連携専攻を設ける学術院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。

5 国際連携専攻にあつては、第26条第2項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

6 前項の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)を開設した場合、本大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で、本大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第41条第4項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(教育方法)

第27条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職大学院の教育は、授業科目の授業によって行う。

(特別な組織)

第27条の2 第26条第1項に規定する本大学院の教育課程の編成方針に基づき適切な教育課程を編成し、第62条第2項に規定する学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言に関する基本方針に基づき必要な措置及び指導助言を効果的に行うため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織を置くものとする。

2 前項の特別な組織の組織及び運営については、法人規程で定める。

（教育職員の免許に関する授業科目等）

第28条 本大学院においては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の定める教員の免許状で、別に示す種類及び教科の免許状の取得に必要な授業科目を開設するものとする。

2 前項の授業科目及びその履修方法については、別に定める。

（部局細則への委任）

第29条 この法人規則及びこれに基づく法人規程又は法人細則等に定めるもののほか、教育課程の編成、授業科目の履修及び研究指導の実施に必要な事項は、学術院長が部局細則で定める。

（授業の方法等）

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

2 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で実施することができる。

3 授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 授業及び研究指導は、筑波大学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（教育方法の特例）

第31条 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（成績評価基準等の明示等）

第31条の2 学術院・研究群等は、学生に対して、授業科目及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学術院・研究群等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第31条の3 学術院・研究群等は、それぞれにおいて授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（次項において「教育改善研修等」という。）を実施しなければならない。

2 学術院・研究群等は、教育改善研修等の実施結果について、毎年度、担当副学長に報告しなければならない。

(他の大学の大学院又は試験研究機関における研究指導)

第32条 学術院長(グローバル教育院の学位プログラムにあっては教育院長)(以下「学術院長等」という。)は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は試験研究機関(外国の大学の大学院又は外国の試験研究機関を含む。以下「他の大学の大学院等」という。)と協議の上、学生(専門職学位課程の学生を除く。)が、当該他の大学の大学院等において必要な研究指導を受けること(以下この条において「特別研究派遣」という。)を認めることができる。

- 2 特別研究派遣の期間は、1年以内とする。ただし、博士課程(博士前期課程を除く。)の学生については、やむを得ない事情があると認められるときは、1年を限度として、特別研究派遣の延長を許可することができる。
- 3 前項ただし書の規定により延長した特別研究派遣の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 特別研究派遣の期間は、本大学院の修業年限及び在学年限に算入するものとする。

(単位の計算方法)

第33条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、学術院長が部局細則で定める時間(グローバル教育院の学位プログラムにあっては法人細則で定める時間。以下この条において同じ。)の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、学術院長が部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学院設置基準第15条により準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第2項各号に規定する基準を考慮して学術院長が部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。

(学位論文の作成等の単位の取扱い)

第34条 前条の規定にかかわらず、学位論文の作成又は特定の課題についての研究に関し、授業科目の授業により指導し、その学修等を考慮して単位を授与することが適切と認められる場合には、学術院長が、これらに必要な学修等を考慮して、部局細則で、適当な数の単位を定めることができる。

- 2 グローバル教育院の学位プログラムにあっては、前項に規定する場合には、法人細則で適当な数の単位を定めることができる。
- 3 学術院長が、第1項の単位数を定め、又は変更する場合には、担当副学長の承認を得なければならない。

(履修科目の登録の上限)

第34条の2 専門職大学院の専攻を設ける学術院長は、専門職大学院に在学する学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を、部局細則で定めるものとする。

(単位の授与)

第35条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第34条第1項に規定する授業科目については、試験に代えて適切な方法により学修の成果を評価して、単位を授与することができる。

(成績の評価)

第36条 授業科目の試験の成績は、次の各号のいずれかの評語を用いるものとする。

(1) A+、A、B、C又はD

(2) P又はF

- 2 前項の評語のうち、A+、A、B及びC並びにPを合格とし、D及びFを不合格とする。
- 3 学術院長は、第1項第2号に定める評語を用いて評価する場合は、部局細則で定めるものとする。
- 4 グローバル教育院の学位プログラムにあっては、第1項第2号に定める評語を用いて評価する場合は、法人細則で定めるものとする。
- 5 第1項に定める評語の評価基準は、別に定める。

(他の学術院等又は学群の授業科目の履修の取扱い)

第37条 学術院長等は、教育上有益と認めるときは、他の学術院等又は学群の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、学術院長等は、学術院運営委員会又は教育院会議（以下「学術院運営委員会等」という。）の議を経て、10単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修の取扱い)

第38条 学術院長等は、教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、他の大学の大学院の授業科目の履修を許可した学生が当該他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法人細則で定めるところにより、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。

- 2 前項の規定は、第57条の規定により外国の大学の大学院に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育による大学院の授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 本大学院（専門職大学院を除く。）においては、学術院長等は、前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位について、学術院運営委員会等の議を経て、合わせて15単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。ただし、当該修了の要件となる単位として認めることができる単位数は、第39条第2項本文の規定により修了の要件となる単位として認める単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 4 専門職大学院（法科大学院を除く。）においては、学術院長は、第1項及び第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位について、学術院運営委員会の議を経て、合わせて第43条の2第2項に定める単位数の2分の1を超えない範囲を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。
- 5 法科大学院においては、学術院長は、第1項及び第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位について、学術院運営委員会の議を経て、合わせて30単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。ただし、第43条の3第2項の規定により、

93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、30単位を超えて認めることができる。

(休学期間中の外国の大学の大学院の修得単位の取扱い)

第38条の2 学術院長等は、教育上有益と認めるときは、休学期間中に外国の大学の大学院において修得した単位について、本大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことのできる単位は、前条第3項、第4項又は第5項の規定を準用する。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

第38条の3 共同教育課程を編成する専攻は、学生が他の大学の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該専攻における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 共同教育課程を編成する専攻は、学生が他の大学の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該専攻において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第38条の4 国際連携専攻にあっては、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻にあっては、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第39条 学術院長等は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院入学前に本大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位その他法人細則で定める単位を、学術院運営委員会等の議を経て、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院(専門職大学院を除く。)においては、前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位について、第22条に規定する編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについて、学術院運営委員会等の議を経て、15単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。ただし、当該修了の要件となる単位として認めることができる単位数は、第38条第3項本文の規定により修了の要件となる単位として認める単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 専門職大学院(法科大学院を除く。)においては、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位について、第22条に規定する編入学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについて、学術院運営委員会の議を経て、第38条第4項の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて第43条の2第2項に定める単位数の2分の1を超えない範囲で、修了の要件となる単位として認めることができる。

4 法科大学院においては、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位は、第22条に規定する編入学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについて、学術院運営委員会の議を経て、第38条第5項の規定により当該法科大学院において

修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第38条第5項ただし書の規定により30単位を超えて認める単位は除く。）を超えない範囲で、修了の要件となる単位として認めることができる。

（履修関係資料の提供）

第40条 学生が、十分な学習成果をあげて円滑に修了することができるよう、教育課程、履修方法、修了要件等を一覧的に記した資料を作成して、学生に提供するものとする。

第6章 課程の修了及び学位授与

（修士課程及び博士前期課程の修了）

第41条 学長は、修士課程に2年以上（修士課程の短期在学コースにあつては1年以上）又は博士前期課程に2年以上在学し、部局細則（グローバル教育院の学位プログラムにあつては法人細則。次項において同じ。）に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院・研究群等のそれぞれの目的に応じ、大学院又はグローバル教育院が行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果（次条において「特定課題研究」という。）の審査及び最終試験に合格した学生について、大学院運営委員会等の議を経て、その修了を認定する。

2 前項の部局細則で定める修了の要件として必要な単位数は、30単位以上でなければならない。

3 共同教育課程である修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、前2項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位には、第38条、第38条の2及び第39条の規定により修得したものとみなすことができる単位を含まないものとする。

4 国際連携教育課程である修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、第1項及び第2項に定めるもののほか、本大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により15単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位には、第38条、第38条の2及び第39条の規定により修得したものとみなすことができる単位を含まないものとする。

（博士論文研究基礎力審査による博士前期課程の修了）

第41条の2 博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第1項に規定する修士論文又は特定課題研究の審査及び試験に合格することに代えて、大学院又はグローバル教育院が行う次に掲げる試験及び審査（以下この条において「博士論文研究基礎力審査」という。）に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期課程において修得すべきものについての審査

2 前項の博士論文研究基礎力審査に関し必要な事項は、法人細則で定める。

（一貫制博士課程の修了）

第42条 学長は、一貫制博士課程に5年以上（医学の課程にあつては4年以上）在学し、部局細則（グローバル教育院の学位プログラムにあつては法人細則。次項において同じ。）に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該学術院・研究群等のそれぞれの目的に応じ、学術院又はグローバル教育院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した学生について、学術院運営委員会等の議を経て、その修了を認定する。

2 前項の部局細則で定める修了の要件として必要な単位数は、30単位以上でなければならない。

（博士後期課程及び3年制博士課程の修了）

第43条 学長は、博士後期課程及び3年制博士課程に3年以上（法科大学院の課程を修了した者にあつては2年以上）在学し、必要な研究指導を受けた上、当該学術院・研究群等のそれぞれの目的に応じ、学術院又はグローバル教育院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した学生について、学術院運営委員会等の議を経て、その修了を認定する。

2 前項に規定するもののほか、学術院長等は、部局細則（グローバル教育院の学位プログラムにあつては法人細則）で定めるところにより、教育上必要な授業科目の単位の修得を修了の要件とすることができる。

（専門職学位課程の修了）

第43条の2 学長は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）に2年以上（専門職学位課程の短期在学コースにあつては1年以上）在学し、学術院長が定める部局細則に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得し、かつ、その他必要な教育課程を履修した学生について、学術院運営委員会の議を経て、その修了を認定する。

2 前項の部局細則で定める修了の要件として必要な単位数は、30単位以上でなければならない。

（法科大学院の課程の修了）

第43条の3 学長は、法科大学院の課程に3年以上在学し、学術院長が定める部局細則に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得した学生について、学術院運営委員会の議を経て、その修了を認定する。

2 前項の部局細則で定める修了の要件として必要な単位数は、93単位以上でなければならない。

（早期修了）

第44条 第41条第1項の規定にかかわらず、修士課程又は博士前期課程において優れた業績を上げた学生の在学期間は、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第42条第1項及び第43条第1項の規定にかかわらず、一貫制博士課程において優れた研究業績を上げた学生の在学期間は3年以上、博士後期課程及び3年制博士課程において優れた研究業績を上げた学生の在学期間は1年以上、在学すれば足りるものとする。

3 博士後期課程及び3年制博士課程の学生であつて次に掲げるものに係る前項の規定の適用については、同項中「1年以上」とあるのは「修士課程又は専門職学位課程における在学期間を含めて3年以上」とする。

(1) 大学院設置基準第3条第3項又は第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもつ

て修士課程を修了した者

- (2) 専門職大学院設置基準第2条第2項又は第3条第1項の規定による標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者

(修士課程及び博士前期課程における在学期間の短縮)

第44条の2 学術院長等は、第39条第2項本文の規定により本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により修士課程又は博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、学術院運営委員会等の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間、その授業内容その他を勘案して、1年を超えない範囲で、部局細則で定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(一貫制博士課程における在学期間の短縮)

第44条の3 学術院長等は、第39条第2項本文の規定により本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により一貫制博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、学術院運営委員会等の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間、その授業内容その他を勘案して、1年を超えない範囲で、部局細則で定める期間、在学したものとみなすことができる。

(専門職学位課程における在学期間の短縮)

第44条の4 学術院長は、第39条第3項の規定により専門職大学院(法科大学院を除く。)に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、学術院運営委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間、その授業内容その他を勘案して、1年を超えない範囲で、部局細則で定める期間、在学したものとみなすことができる。

(法科大学院の課程における在学期間の短縮)

第44条の5 学術院長は、第39条第4項の規定により法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を法科大学院の課程において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、学術院運営委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間、その授業内容その他を勘案して、1年を超えない範囲で、部局細則で定める期間、在学したものとみなすことができる。

(法科大学院の課程における法学既修者の取扱い)

第44条の6 学術院長は、法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)にあつては、学術院運営委員会の議を経て、第43条の3に規定する在学期間について、1年を超えない範囲で部局細則で定める期間在学し、同条に規定する単位については、30単位を超えない範囲で部局細則で定める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、第43条の3第2項の規定により、93単位を超える単

位の修得を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、30単位を超えてみなすことができる。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとし、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（前項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）は、第38条第5項及び第39条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第38条第5項ただし書の規定により30単位を超えて認める単位を除く。）を超えないものとする。

（学位授与）

第45条 本大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者には、専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第2のとおりとする。

第46条 一貫制博士課程（医学の課程を除く。）において、修士課程の修了要件を満たすものとして、学術院長が部局細則で定める要件（グローバル教育院の学位プログラムにあっては法人細則で定める要件）を満たし、第41条第1項又は第41条の2第1項に規定する審査及び試験に合格した者には、修士の学位を授与することができる。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第3のとおりとする。

（研究学位・専門学位）

第46条の2 前2条に規定する修士又は博士の学位のうち、特に研究能力の涵養を目的とした研究群の学位プログラム又は専攻の課程を修了した者に対して授与する学位は、研究学位とする。

- 2 前2条に規定する修士又は博士の学位のうち、修士又は博士にふさわしい研究能力に加えて、特に社会における現実の具体的課題に即した現場力の養成を重視した研究群の学位プログラム又は専攻の課程を修了した者に対して授与する学位は、専門学位とする。
- 3 前2項で規定する研究学位及び専門学位の対象とする学位は、別表第3の2のとおりとする。

第47条 前3条に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

第7章 授業料

（授業料の納付）

第48条 学生は、毎年度、別表第1に定める額の授業料を納付しなければならない。ただし、学生が国費外国人留学生である場合又は学長が特に定める場合は、この限りでない。

- 2 授業料の納付は、各年度に係る授業料について2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。
- 3 授業料の納付の時期は、第1期に係るものにあつては5月、第2期に係るものにあつては11月とする。ただし、学生が申し出た場合には、第1期に係る授業料を納付するときに、第2期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 納付された授業料は、返付しない。ただし、第50条の規定により授業料を免除された場合

には、免除の額に相当する額を返付することができる。

5 前項本文の規定にかかわらず、第3項ただし書の規定により授業料を納付した学生の授業料の返付については、次のとおりとする。

- (1) 第2期に係る授業料の納付の時期前に休学した場合には、当該授業料に相当する額を返付することができる。
- (2) 第1期中に退学した場合には、第2期に係る授業料に相当する額を返付することができる。

(休学者の授業料)

第49条 休学を許可され、又は命ぜられた学生については、法人規程で定めるところにより、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除することができる。

(授業料の免除)

第50条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 授業料の各期ごとの納付の時期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(授業料の徴収猶予)

第51条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (4) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第52条 前3条に規定するもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第8章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第53条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、所属する学術院等の学術院長等の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる学生については、法人細則で定めるところにより、学術院長等が休学を命ずる。

(休学期間)

第54条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、

休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）にあつては通算して2年、一貫制博士課程、博士後期課程、3年制博士課程及び法科大学院の課程にあつては通算して3年を超えることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、専ら夜間において教育を行う課程においては、転勤等やむをえない事情により相当期間にわたり修学が困難と認められる場合、休学期間を1年以上とすることができる。
- 4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

（復学）

第55条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学術院長等の許可を得て、復学することができる。

（転学）

第56条 他の大学の大学院へ入学又は転入学を志願しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第57条 学術院長等は、教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき、学生が外国の大学の大学院で学修することを目的とする留学を許可することができる。

- 2 留学期間は1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、1年を限度として、留学期間の延長を許可することができる。
- 3 留学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 留学期間は、第41条から第44条までに規定する在学期間に含めることができる。

（退学）

第58条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

（法人細則への委任）

第59条 第53条から前条までに規定するもののほか、休学、復学、転学、留学及び退学に関し必要な事項は、法人細則で定める。

（除籍）

第60条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 在学年限を超えた者
 - (3) 第54条第1項から第3項までに規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
 - (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となった者若しくは半額免除が許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの又は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しないもの
- 2 前項に規定するもののほか、除籍に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 収容定員等

(収容定員等)

第61条 各学術院、研究群及び専攻の収容定員等は、別表第4のとおりとする。

第10章 修学及び学生生活の支援等

(修学及び学生生活の支援)

第62条 法人は、学生の円滑な修学及び学生生活を支援するために必要な措置を講じるとともに、必要な指導助言を行うことに努めなければならない。

2 学長は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で前項の学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言に関する基本方針を定める。

3 学長は、前項で定めた基本方針に基づき、学生の円滑な修学のための支援及び円滑な学生生活のための支援について、統一的な取扱いを告示するものとする。

(学生の活動)

第63条 学生団体の設立、集会、掲示その他の学生の活動に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

(学生の行為の制限)

第64条 学生は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 学期末試験その他の試験の適正な実施を妨げること。
- (2) 法人の施設、設備及び環境を損なうこと。
- (3) この法人規則その他の法人の規則の規定に反すること。
- (4) 秩序を乱し、その他学生の本分に反すること。

(学生証)

第64条の2 学長は、学生が入学（編入学、転入学及び再入学を含む。）したとき又は他の学術院等へ移籍したときは、学生証を交付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、学生証に関し必要な事項は、法人細則で定める。

第11章 賞罰

(学生表彰)

第65条 学長は、学生表彰を行うことができる。

2 学長が学生表彰を行う場合には、学生生活を担当する副学長の下に置かれる委員会において、その選考を行う。

3 学生表彰に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(懲戒)

第66条 学長は、この法人規則その他の法人規則に違反した学生又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。

3 学長が懲戒を行う場合には、第1項に規定する事由に該当するか否かについて、学生生活を

担当する副学長の下に置かれる委員会において、事実の調査及び確認を行うことを常例とする。
4 学長が懲戒を行った場合は、学籍簿にその旨を記載する。

(懲戒退学)

第67条 懲戒退学は、次のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 学長は、懲戒退学を行う場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(停学)

第68条 停学の期間は、1年6月を超えない範囲で定めるものとする。

2 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、1月を超えないときは、修業年限に算入することができる。

3 学長は、停学を命じる場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(訓告)

第69条 学長は、訓告を行う場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(法人規程への委任)

第70条 第66条から前条までに規定するもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

第12章 学生居住施設

(学生居住施設)

第71条 法人は、学生の円滑な修学を支援するために、学生居住施設を設置する。

2 学生居住施設の管理及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(寄宿料の納付)

第72条 学生居住施設に居住する学生は、別表第1に定める額の寄宿料を納付しなければならない。

2 納付された寄宿料は、返付しない。ただし、次条の規定により寄宿料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

(寄宿料の免除)

第73条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄宿料を免除することができる。

- (1) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- (2) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第74条 前2条に規定するもののほか、寄宿料の納付及び免除に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第13章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第75条 学長は、本大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願した者を、選考の上、科目等履修生とすることができる。

- 2 科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合には、所定の単位を授与する。
- 3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(研究生)

第76条 学長は、本大学院（専門職大学院を除く。）において特定の専門事項について研究することを志願した者を、選考の上、研究生とすることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(特別聴講学生)

第77条 学長は、他の大学（外国の大学を含む。以下同じ。）との協議に基づき、他の大学の大学院の学生であって、本大学院において授業科目を履修することを志願したものを、法人細則で定めるところにより、特別聴講学生とすることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(特別研究学生)

第78条 学長は、他の大学との協議に基づき、他の大学の大学院の学生であって、本大学院（専門職大学院を除く。）において研究指導を受けることを志願したものを、法人細則で定めるところにより、特別研究学生とすることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、特別研究学生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(法曹学修生)

第78条の2 学長は、本大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻の課程を修了した者であって、同専攻において自学自習することを志願したものを、法人細則で定めるところにより、法曹学修生とすることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、法曹学修生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(特別学修生)

第78条の3 学長は、本学の大学院に合格し、9月又は10月に入学する予定の者であって、入学前の期間に入学予定の専攻において自学自習することを志願したものを、法人細則で定めるところにより、特別学修生とすることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、特別学修生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(科目等履修生等の授業料等)

- 第79条 第75条第1項又は第76条第1項の規定により、科目等履修生又は研究生となることを志願する者は、出願のときに、法人規程で定める額の検定料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。
- 2 第75条第1項又は第76条第1項の選考に合格した者が科目等履修生又は研究生となることを希望するときは、入学手続のときに、法人規程で定める額の入学料及び授業料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。
- 3 第77条第1項又は第78条第1項の規定により、特別聴講学生又は特別研究学生となることを志願する者は、入学手続のときに、法人規程で定める額の授業料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。
- 4 第78条の2の規定により、法曹学修生となることを志願する者は、受入手続のときに、法人規程で定める額の学修料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。
- 5 第78条の3の規定による特別学修生は、検定料、入学料、授業料及び学修料納付の対象外とする。
- 6 前5項に規定するもののほか、科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、法曹学修生及び特別学修生の検定料、入学料、授業料及び学修料に関し必要な事項は、法人規程で定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度の哲学・思想研究科、歴史・人類学研究科、文芸・言語研究科、教育学研究科、心理学研究科、心身障害学研究科、社会科学研究科、国際政治経済学研究科、体育科学研究科、芸術学研究科の学生定員は、次の表のとおりとする。

研究科	収容定員	入学定員
哲学・思想研究科	6人	0人
歴史・人類学研究科	10	0
文芸・言語研究科	26	0
教育学研究科	14	0
心理学研究科	8	0
心身障害学研究科	8	0
社会科学研究科	9	0
国際政治経済学研究科	10	0
体育科学研究科	20	0
芸術学研究科	7	0

- 3 削除
- 4 国立大学法人法附則第17条の規定により国立大学法人の成立の際、図書館情報大学の大学院に在学する者は、当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修及び研究指導の実施を、本大学院において行うものとし、本大学院は、そのため必要な教育を行うものとする。

5 図書館情報大学の大学院を修了するため必要であった教育課程の履修及び研究指導の実施その他当該学生の教育に関し必要な事項は、法人細則で定める。

6 削除

7 削除

附 則（平16. 4. 22 法人規則27号）

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平17. 3. 24 法人規則37号）

1 この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年度の経営・政策科学研究科、理工学研究科及びバイオシステム研究科の学生定員は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表第4の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科	収容定員	入学定員
経営・政策科学研究科	50人	0人
理工学研究科	111人	0人
バイオシステム研究科	60人	0人

3 経営・政策科学研究科、理工学研究科、バイオシステム研究科が存続する間、当該研究科を修了した者に授与する学位については、新学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 数理物質科学研究科、システム情報工学研究科、生命環境科学研究科の一貫制博士課程を修了した者に授与する学位については、新学則別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平17. 7. 21 法人規則48号）

この法人規則は、平成17年7月21日から施行する。

附 則（平17. 9. 29 法人規則52号）

1 この法人規則は、平成17年9月29日から施行する。

2 この法人規則の施行の際現に学生証の交付を受けている者については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学大学院学則第64条の2第1項の規定により交付を受けたものとみなす。

附 則（平17. 12. 22 法人規則66号）

この法人規則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（平18. 1. 26 法人規則1号）

この法人規則は、平成18年1月26日から施行する。

附 則（平18. 3. 23 法人規則24号）

1 この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年度の医科学研究科の学生定員は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波

大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表第4の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科名	収容定員	入学定員
医科学研究科	30人	0人

- 3 医科学研究科が存続する間、当該研究科を修了した者に授与する学位については、新学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平18. 4. 27法人規則30号）

この法人規則は、平成18年4月27日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学大学院学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平19. 2. 22法人規則8号）

- 1 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度の環境科学研究科及び芸術研究科の学生定員は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表第4の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科名	収容定員	入学定員
環境科学研究科	102人	0人
芸術研究科	65人	0人

- 3 環境科学研究科及び芸術研究科が存続する間、当該研究科を修了した者に授与する学位については、新学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平19. 6. 28法人規則41号）

この法人規則は、平成19年6月28日から施行する。

附 則（平19. 12. 20法人規則67号）

この法人規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平20. 3. 27法人規則25号）

- 1 この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度の地域研究研究科及び体育研究科の学生定員は、この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表第4の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科名	収容定員	入学定員
地域研究研究科	50人	0人
体育研究科	144人	0人

- 3 地域研究研究科及び体育研究科が存続する間、当該研究科を修了した者に授与する学位については、新学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 人間総合科学研究科の一貫制博士課程を修了した者並びに人文社会科学研究科及び人間総合科学研究科の一貫制博士課程において修士課程の修了要件を満たすものとして研究科長が部局細則で定める要件を満たし修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格した者に授与する学位については、新学則別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 教育研究科の専ら夜間において教育を行う専攻が存続する間、当該専攻を修了した者に授与

する学位については、新学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平21. 1. 15 法人規則2号）

この法人規則は、平成21年1月15日から施行し、改正後の筑波大学大学院学則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平21. 2. 26 法人規則6号）

- 1 この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第68条の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に懲戒該当事由があった学生に対し懲戒を行う場合について適用し、施行日前に懲戒該当事由があった学生に対し懲戒を行う場合については、なお従前の例による。

附 則（平21. 3. 31 法人規則31号）

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22. 3. 25 法人規則25号）

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23. 3. 24 法人規則39号）

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23. 7. 28 法人規則48号）

この法人規則は、平成23年7月28日から施行し、改正後の筑波大学大学院学則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平23. 9. 29 法人規則62号）

この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24. 2. 23 法人規則2号）

この法人規則は、平成24年2月23日から施行する。

附 則（平24. 3. 29 法人規則33号）

この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24. 4. 26 法人規則38号）

この法人規則は、平成24年4月26日から施行し、改正後の筑波大学大学院学則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平24. 7. 26 法人規則57号）

この法人規則は、平成24年7月26日から施行し、改正後の筑波大学大学院学則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平25. 3. 28 法人規則32号）

- 1 この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 教育研究科（修士課程）特別支援教育専攻が存続する間、当該専攻を修了した者に授与する学位については、この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則（次項において「新学則」という。）別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成25年度から平成27年度までの教育研究科（修士課程）特別支援教育専攻、数理物質科学研究科（区分制博士課程）物質創成先端科学専攻、数理物質科学研究科（博士後期課程）ナノサイエンス・ナノテクノロジー専攻、生命環境科学研究科（一貫制博士課程）生命共存科学専攻、生命環境科学研究科（一貫制博士課程）環境バイオマス共生学専攻及び人間総合科学研究科（博士前期課程）障害科学専攻の収容定員等は、新学則別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

（平成25年度）

研究科・専攻	一貫制 博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
教育研究科(修士課程) 特別支援教育専攻			25	0		
数理物質科学研究科 物質創成先端科学専攻					25	0
ナノサイエンス・ナノテクノロジー専攻					50	25
生命環境科学研究科 生命共存科学専攻	63	0				
環境バイオマス共生学専攻	42	21				
人間総合科学研究科 障害科学専攻			65	45		

（平成26年度）

研究科・専攻	一貫制 博士課程	
	収容 定員	入学 定員
生命環境科学研究科 生命共存科学専攻	42	0
環境バイオマス共生学専攻	63	21

（平成27年度）

研究科・専攻	一貫制 博士課程	
	収容 定員	入学 定員
生命環境科学研究科 生命共存科学専攻	21	0
環境バイオマス共生学専攻	84	21

附 則（平26.3.27法人規則25号）

- 1 この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに図書館情報メディア研究科の博士後期課程に入学した者の在学年限は、

この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則（以下「新学則」という。）第7条第3項の規定にかかわらず、6年とする。

- 3 システム情報工学研究科（博士前期課程）社会システム工学専攻、経営・政策科学専攻、（博士後期課程）社会システム・マネジメント専攻が存続する間、当該専攻を修了した者に授与する学位については、新学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成26年度から平成27年度までのシステム情報工学研究科（博士前期課程）社会システム工学専攻、経営・政策科学専攻、（博士後期課程）社会システム・マネジメント専攻の収容定員等は、新学則別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)平成26年度

研究科・専攻	博士前期課程		博士後期課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
システム情報工学研究科 社会工学専攻	108	108	26	26
社会システム工学専攻	55	0		
経営・政策科学専攻	53	0		
社会システム・マネジメント専攻			52	0

(2)平成27年度

研究科・専攻	博士前期課程		博士後期課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
システム情報工学研究科 社会工学専攻	216	108	52	26
社会システム・マネジメント専攻			26	0

附 則（平27.3.26法人規則25号）

- 1 この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 人文社会科学研究所（区分制博士課程）経済学専攻、人文社会科学研究所（区分制博士課程）法学専攻及び人文社会科学研究所（博士前期課程）国際地域研究専攻が存続する間、当該専攻を修了した者に授与する学位については、新学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成27年度から平成28年度までの人文社会科学研究所（区分制博士課程）経済学専攻、人文社会科学研究所（区分制博士課程）法学専攻、人文社会科学研究所（修士課程）国際地域研究専攻及び人文社会科学研究所（区分制博士課程）国際日本研究専攻の収容定員等は、新学則別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)平成27年度

研究科・専攻	修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
人文社会科学研究所				

経済学専攻	9	0	10	0
法学専攻	7	0	10	0
国際地域研究専攻(修士課程)	36	36		
国際地域研究専攻	45	0		
国際日本研究専攻	25	25	37	19

(2)平成28年度

研究科・専攻	修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
人文社会科学研究所				
経済学専攻			5	0
法学専攻			5	0
国際地域研究専攻(修士課程)	72	36		
国際日本研究専攻	50	25	47	19

附 則 (平28.3.24法人規則35号)

- この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、新学則別表第2に規定するグローバル教育院ライフイノベーション学位プログラムの学位に付記する専攻分野の名称は、平成27年10月1日から適用する。
- 平成28年度から平成29年度までの人間総合科学研究科(博士前期課程)体育学専攻、(修士課程)スポーツ国際開発学共同専攻、(3年制博士課程)スポーツ医学専攻、コーチング学専攻、大学体育スポーツ高度化共同専攻の収容定員等は、新学則別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)平成28年度

研究科・専攻	修士課程又は 博士前期課程		3年制博士課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
人間総合科学研究科				
体育学専攻(博士前期課程)	235	115		
スポーツ国際開発学共同専攻 (修士課程)	5 (8)	5 (8)		
スポーツ医学専攻(3年制博士課程)			34	10
コーチング学専攻(3年制博士課程)			17	5
大学体育スポーツ高度化共同専攻 (3年制博士課程)			3 (5)	3 (5)

(注) 括弧内の数字は、第26条の4第1項に規定する構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(2) 平成29年度

研究科・専攻	3年制博士課程	
	収容定員	入学定員
人間総合科学研究科 スポーツ医学専攻（3年制博士課程）	32	10
コーチング学専攻（3年制博士課程）	16	5
大学体育スポーツ高度化共同専攻 （3年制博士課程）	6 (10)	3 (5)

（注）括弧内の数字は、第26条の4第1項に規定する構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

附 則（平28.5.26法人規則40号）

この法人規則は、平成28年5月26日から施行し、改正後の筑波大学大学院学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平28.10.27法人規則50号）

この法人規則は、平成28年10月27日から施行し、改正後の筑波大学大学院学則の規定は、平成26年5月20日から適用する。

附 則（平29.3.23法人規則15号）

- この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成28年度の入居に当たり、平成29年4月以降も同一居室又は同一タイプの学生宿舎に継続して入居することが許可されたものの寄宿料の額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

附 則（平29.6.22法人規則22号）

- この法人規則は、平成29年9月1日から施行する。
- 平成28年度の入居に当たり、平成29年4月以降も同一居室又は同一タイプの学生宿舎に継続して入居することが許可されたものの寄宿料の額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

単身用寄宿料(月額)					世帯用寄宿料(月額)			
一般		改修棟	追越 25~27号 棟	春日 3号棟	一の矢 17~19 号棟	一の矢 36・37 号棟	春日 3号棟	
未改修棟	春日地区 以外						春日地区	夫婦室
13,530 円	14,830 円	15,035 円	30,680 円	14,051 円	27,696 円	27,525 円	23,877 円	32,377 円

附 則（平29.7.27法人規則28号）

- この法人規則は、平成29年9月1日から施行する。

- 2 平成29年9月1日から平成30年3月31日までの生命環境科学研究科（博士前期課程）環境科学専攻及び国際連携持続環境科学専攻並びに人間総合科学研究科（修士課程）国際連携食料健康科学専攻の収容定員等は、この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則別表第4の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・専攻	修士課程又は博士前期課程	
	収容定員	入学定員
生命環境科学研究科 環境科学専攻	153	69
国際連携持続環境科学専攻	6	6
人間総合科学研究科 国際連携食料健康科学専攻	9	9

附 則（平30. 2. 22 法人規則7号）

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 2. 28 法人規則12号）

この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則別表第2中ヒューマニクス学位プログラムの項の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則（令元. 7. 25 法人規則8号）

この法人規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令元. 12. 26 法人規則27号）

- この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号。第4項において「改正規則」という。）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科並びに当該研究科の専攻及び学位プログラム（以下「旧研究科」という。）並びに当該研究科の研究科長に係る第3条の3、第23条から第26条まで、第26条の4、第26条の5、第29条、第31条の2から第34条の2まで、第36条、第37条、第38条の2、第38条の3、第39条第3項及び第4項、第41条から第43条の3まで、第44条の2から第44条の6まで、第46条、第53条、第55条、第57条及び第64条の2の規定の適用については、この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則（以下「新学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 旧研究科に在学する学生が学術院に移籍を志願した場合には、新学則第23条の規定を準用する。
- 旧研究科に在学する学生が学術院の授業科目を履修する場合及び学術院又はグローバル教育院の学位プログラムに在学する学生が旧研究科の授業科目を履修する場合には、新学則第37条の規定を準用する。
- 旧研究科及び改正規則附則第4条の規定によりなお従前の例によるとされたグローバル教育院の学位プログラムを修了した者に授与する学位、改正前の第46条の規定に基づき授与する学位又は学校教育法第104条第4項の規定に基づき旧研究科において論文審査等を行った者

経営システム科学専攻			30	0				
企業法学専攻			30	0				
企業科学専攻					46	0		
法曹専攻							72	0
国際経営プロフェッショナル 専攻							30	0
数理物質科学研究科								
数学専攻			27	0	24	0		
物理学専攻			50	0	40	0		
化学専攻			48	0	32	0		
ナノサイエンス・ナノテクノ ロジー専攻					50	0		
電子・物理工学専攻			54	0	32	0		
物性・分子工学専攻			61	0	26	0		
物質・材料工学専攻					18	0		
システム情報工学研究科								
社会工学専攻			108	0	52	0		
リスク工学専攻			30	0	24	0		
コンピュータサイエンス専攻			113	0	56	0		
知能機能システム専攻			108	0	48	0		
構造エネルギー工学専攻			68	0	32	0		
生命環境科学研究科								
地球科学専攻			39	0				
生物科学専攻			49	0	52	0		
生物資源科学専攻			106	0				
環境科学専攻			69	0				
国際連携持続環境科学専攻			6	0				
地球環境科学専攻					22	0		
地球進化科学専攻					16	0		
環境バイオマス共生学専攻	84	0						
国際地縁技術開発科学専攻					44	0		
生物圏資源科学専攻					40	0		
生物機能科学専攻					42	0		
生命産業科学専攻					24	0		
持続環境学専攻					24	0		
先端農業技術科学専攻					12	0		
人間総合科学研究科								

スポーツ健康システム・マネジメント専攻			24	0				
フロンティア医科学専攻			50	0				
教育学専攻			18	0				
教育基礎学専攻					16	0		
学校教育学専攻					12	0		
心理専攻			16	0				
心理学専攻					12	0		
障害科学専攻			45	0	20	0		
生涯発達専攻			46	0				
生涯発達科学専攻					12	0		
ヒューマン・ケア科学専攻					36	0		
感性認知脳科学専攻			14	0	20	0		
スポーツ医学専攻					20	0		
生命システム医学専攻	84	0						
疾患制御医学専攻	102	0						
看護科学専攻			15	0	16	0		
体育学専攻			115	0				
体育科学専攻					30	0		
コーチング学専攻					10	0		
芸術専攻			60	0	20	0		
世界遺産専攻			15	0				
世界文化遺産学専攻					14	0		
スポーツ国際開発学共同専攻			5 (8)	0 (0)				
大学体育スポーツ高度化共同専攻					6 (10)	0 (0)		
国際連携食料健康科学専攻			9	0				
図書館情報メディア研究科								
図書館情報メディア専攻			37	0	42	0		
計	518	96	3465	1815	1647	531	168	66

(注1) グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員（80人）及び収容定員（80人）を含む。

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース（5人）を含む。

(2) 令和3年度

学術院・研究群・専攻 又は研究科・専攻	一貫制博士課程	修士課程 又は	博士後期課程 又は	専門職学位課程
------------------------	---------	------------	--------------	---------

			博士前期課程		3年制博士課程			
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			278	139	132	66		
ビジネス科学研究群			126	63	42	21		
法曹専攻							72	36
国際経営プロフェッショナル専攻							60	30
理工情報生命学術院								
数理物質科学研究群			552	276	176	88		
システム情報工学研究群	16	8	862	431	188	94		
生命地球科学研究群			622	311	236	118		
国際連携持続環境科学専攻			12	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	176	88	1150	*575	282	141		
スポーツ国際開発学共同専攻			10 (16)	5 (8)				
大学体育スポーツ高度化共同専攻					6 (10)	3 (5)		
国際連携食料健康科学専攻			18	9				
人文社会科学研究科								
哲学・思想専攻	18	0						
歴史・人類学専攻	36	0						
文芸・言語専攻	60	0						
現代語・現代文化専攻					8	0		
国際公共政策専攻					10	0		
国際日本研究専攻					19	0		
ビジネス科学研究科								
企業科学専攻					23	0		
法曹専攻							36	0
数理物質科学研究科								
数学専攻					12	0		
物理学専攻					20	0		
化学専攻					16	0		
ナノサイエンス・ナノテクノロジー専攻					25	0		
電子・物理工学専攻					16	0		
物性・分子工学専攻					13	0		

物質・材料工学専攻					9	0		
システム情報工学研究科								
社会工学専攻					26	0		
リスク工学専攻					12	0		
コンピュータサイエンス専攻					28	0		
知能機能システム専攻					24	0		
構造エネルギー工学専攻					16	0		
生命環境科学研究科								
生物科学専攻					26	0		
地球環境科学専攻					11	0		
地球進化科学専攻					8	0		
環境バイオマス共生学専攻	63	0						
国際地縁技術開発科学専攻					22	0		
生物圏資源科学専攻					20	0		
生物機能科学専攻					21	0		
生命産業科学専攻					12	0		
持続環境学専攻					12	0		
先端農業技術科学専攻					6	0		
人間総合科学研究科								
教育基礎学専攻					8	0		
学校教育学専攻					6	0		
心理学専攻					6	0		
障害科学専攻					10	0		
生涯発達科学専攻					6	0		
ヒューマン・ケア科学専攻					18	0		
感性認知脳科学専攻					10	0		
スポーツ医学専攻					10	0		
生命システム医学専攻	56	0						
疾患制御医学専攻	68	0						
看護科学専攻					8	0		
体育科学専攻					15	0		
コーチング学専攻					5	0		
芸術専攻					10	0		
世界文化遺産学専攻					7	0		
大学体育スポーツ高度化共同 専攻					3 (5)	0 (0)		
図書館情報メディア研究科								

図書館情報メディア専攻					21	0		
計	493	96	3630	1815	1620	531	168	66

(注1) グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員(80人)及び収容定員(160人)を含む。

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース(5人)を含む。

(3) 令和4年度

学術院・研究群・専攻 又は研究科・専攻	一貫制博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程		専門職学位課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			278	139	198	66		
ビジネス科学研究群			126	63	63	21		
法曹専攻							108	36
国際経営プロフェッショナル 専攻							60	30
理工情報生命学術院								
数理物質科学研究群			552	276	264	88		
システム情報工学研究群	24	8	862	431	282	94		
生命地球科学研究群			622	311	354	118		
国際連携持続環境科学専攻			12	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	264	88	1150	*575	423	141		
スポーツ国際開発学共同専攻			10 (16)	5 (8)				
大学体育スポーツ高度化共同 専攻					9 (15)	3 (5)		
国際連携食料健康科学専攻			18	9				
人文社会科学研究科								
哲学・思想専攻	12	0						
歴史・人類学専攻	24	0						
文芸・言語専攻	40	0						
生命環境科学研究科								
環境バイオマス共生学専攻	42	0						
人間総合科学研究科								
生命システム医学専攻	28	0						
疾患制御医学専攻	34	0						

計	468	96	3630	1815	1593	531	168	66
---	-----	----	------	------	------	-----	-----	----

(注1) グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員（80人）及び収容定員（240人）を含む。

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース（5人）を含む。

(4) 令和5年度

学術院・研究群・専攻 又は研究科・専攻	一貫制博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程		専門職学位課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			278	139	198	66		
ビジネス科学研究群			126	63	63	21		
法曹専攻							108	36
国際経営プロフェッショナル 専攻							60	30
理工情報生命学術院								
数理物質科学研究群			552	276	264	88		
システム情報工学研究群	32	8	862	431	282	94		
生命地球科学研究群			622	311	354	118		
国際連携持続環境科学専攻			12	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	352	88	1150	*575	423	141		
スポーツ国際開発学共同専攻			10 (16)	5 (8)				
大学体育スポーツ高度化共同 専攻					9 (15)	3 (5)		
国際連携食料健康科学専攻			18	9				
人文社会科学研究科								
哲学・思想専攻	6	0						
歴史・人類学専攻	12	0						
文芸・言語専攻	20	0						
生命環境科学研究科								
環境バイオマス共生学専攻	21	0						
計	443	96	3630	1815	1593	531	168	66

(注1) グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員（80人）及び収容定員（320人）を含む。

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース(5人)を含む。

7 ビジネス科学研究科法曹専攻を修了した者に係る新学則第78条の2の規定の適用については、同条中「人文社会ビジネス科学学術院」とあるのは「ビジネス科学研究科」と、「同専攻」とあるのは「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻」とする。

附 則 (令2. 2. 27 法人規則8号)

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令2. 9. 24 法人規則42号)

1 この法人規則は、令和2年9月24日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則(令和元年法人規則第15号)附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び当該研究科の研究科長に係る第38条並びに第39条第1項及び第2項の規定の適用については、同条中「学術院長等」及び「学術院長」とあるのは「研究科長」と、「学術院運営委員会等」及び「学術院運営委員会」とあるのは「研究科運営委員会」とする。

附 則 (令2. 9. 24 法人規則43号)

この法人規則は、令和2年9月24日から施行し、この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則の一部を改正する法人規則(令和元年法人規則第27号)附則第4項から第7項までの規定は、同年4月1日から適用する。

別表第1（第16条、第18条、第48条、第72条関係）

（検定料、入学料、授業料）

検定料	入学料	授業料（年額）	
		大学院 （法科大学院を除く。）	法科大学院
30,000 円	282,000 円	535,800 円	804,000 円

備考

- 1 大学院の入学選抜において、二段階選抜（出願書類等による選抜を行い、その合格者に限り学力試験その他による選抜を行う。）を実施する場合の検定料の額については、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は、23,000円とする。
- 2 上表の規定にかかわらず、長期履修学生に係る授業料の年額は、当該履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、上表に規定する授業料の年額に当該課程の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 3 上表の規定にかかわらず、平成7年度から平成10年度までの入学者及び平成11年度以後に当該者が属することとなる年次に編入学、転入学及び再入学した者の授業料の額は次のとおりとする。

入学年度	授業料（年額）
平成7年度	447,600 円
平成8年度	447,600 円
平成9年度	469,200 円
平成10年度	469,200 円

（寄宿料）

単身用寄宿料（月額）						世帯用寄宿料（月額）			
未改修棟	一般		追越 25～27 号棟	一の矢 10～16 号棟	春日 3号棟	一の矢 17～19 号棟	一の矢 36・37 号棟	春日3号棟	
	改修棟							夫婦室	家族室
	春日地区 以外	春日地区							
15,380 円	19,410 円	19,615 円	31,170 円	23,670 円	23,711 円	33,826 円	29,785 円	29,177 円	33,417 円

短期留学・ショートステイ用寄宿料（月額）			
一の矢 6・8号棟	一の矢 31～33号棟	一の矢 34・35号棟	一の矢 38号棟
23,800 円	44,000 円	36,100 円	30,600 円

グローバルヴィレッジ寄宿料（月額）
35,800 円

備考

- 1 単身用宿舎（一般）のうち改修棟（春日地区以外）は追越18～21号棟、平砂1・3～7号棟及び一の矢1～5・7・22～24号棟とし、改修棟（春日地区）は春日1・2号棟とする。
- 2 月の途中で入居した場合、又は退居した場合におけるその月分の寄宿料は、原則として、暦日数による日割りにより計算した額とする。なお、日割りにより計算した金額に、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てして算出した金額とする。

別表第2（第45条第2項関係）

学 術 院	修士の学位及び専攻分野の名称
人文社会ビジネス科学学術院 理工情報生命学術院	修士（文学）、修士（国際公共政策）、修士（国際日本研究）、修士（法学）又は修士（経営学） 修士（理学）、修士（工学）、修士（社会工学）、修士（サービス工学）、修士（生物情報学）、修士（農学）、修士（環境科学）、修士（山岳科学）、修士（食料革新学）、修士（環境制御学）、修士（生物工学）又は修士（持続環境科学）
人間総合科学学術院	修士（教育学）、修士（心理学）、修士（障害科学）、修士（カウンセリング）、修士（リハビリテーション科学）、修士（神経科学）、修士（看護科学）、修士（医科学）、修士（公衆衛生学）、修士（体育学）、修士（スポーツ・オリンピック学）、修士（スポーツウエルネス学）、修士（芸術学）、修士（デザイン学）、修士（世界遺産学）、修士（情報学）、修士（病態機構学）、修士（スポーツ国際開発学）又は修士（食料健康科学）

（注） 学際的な分野を専攻した者にあつては、修士（学術）とすることができる。

学 術 院 等	博士の学位及び専攻分野の名称
人文社会ビジネス科学学術院 理工情報生命学術院	博士（文学）、博士（国際公共政策）、博士（国際日本研究）、博士（法学）又は博士（経営学） 博士（理学）、博士（工学）、博士（社会工学）、博士（人間情報学）、博士（生物情報学）、博士（農学）、博士（生命農学）、博士（生物工学）、博士（環境学）、博士（食料革新学）又は博士（環境制御学）
人間総合科学学術院	博士（教育学）、博士（心理学）、博士（障害科学）、博士（カウンセリング科学）、博士（リハビリテーション科学）、博士（神経科学）、博士（医学）、博士（看護科学）、博士（ヒューマン・ケア科学）、博士（公衆衛生学）、博士（スポーツ医学）、博士（体育科学）、博士（コーチング学）、博士（スポーツウエルネス学）、博士（芸術学）、博士（デザイン学）、博士（世界遺産学）、博士（情報学）、博士（人間生物学）、博士（病態機構学）、博士（医科学）又は博士（体育スポーツ学）
グローバル教育院 ヒューマニクス学位プログラム	博士（医学）、博士（理学）又は博士（工学）

（注） 学際的な分野を専攻した者にあつては、博士（学術）とすることができる。

学 術 院	専門職学位の種類及び専攻分野の名称
人文社会ビジネス科学学術院	国際経営修士（専門職） 法務博士（専門職）

別表第3（第46条第2項関係）

学 術 院	修士の学位及び専攻分野の名称
理工情報生命学術院 システム情報工学研究群エ ンパワーメント情報学プロ グラム	修士（人間情報学）

別表第3の2（第46条の2第3項関係）

学術院・研究群・専攻・学位プログラム	研 究 学 位	専 門 学 位
人文社会ビジネス科学学術院		
人文社会科学研究群		
人文学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（文学） 博士（文学）	
国際公共政策学位プログラム（区分制博士課程）	修士（国際公共政策） 博士（国際公共政策）	
国際日本研究学位プログラム（区分制博士課程）	修士（国際日本研究） 博士（国際日本研究）	
ビジネス科学研究群		
法学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（法学） 博士（法学）	
経営学学位プログラム（区分制博士課程）	博士（経営学）	修士（経営学）
理工情報生命学術院		
数理物質科学研究群		
数学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（理学） 博士（理学）	
物理学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（理学） 博士（理学）	
化学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（理学） 博士（理学）	
応用理工学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	
国際マテリアルズイノベーション学位プログラム （区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	
システム情報工学研究群		
社会工学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（社会工学） 博士（社会工学）	
サービス工学学位プログラム（博士前期課程）		修士（サービス工学）
リスク・レジリエンス工学学位プログラム （区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	
情報理工学位プログラム（区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	
知能機能システム学位プログラム（区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	
構造エネルギー工学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	
エンパワーメント情報学プログラム（一貫制博士課程）	修士（人間情報学） 博士（人間情報学）	
ライフイノベーション（生物情報）学位プログラム （区分制博士課程）		修士（生物情報学） 博士（生物情報学）
生命地球科学研究群		
生物学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（理学） 博士（理学）	
生物資源科学学位プログラム（博士前期課程）	修士（農学）	

農学学位プログラム (博士後期課程)	博士 (農学)	
生命農学学位プログラム (博士後期課程)	博士 (生命農学)	
生命産業科学学位プログラム (博士後期課程)	博士 (生物工学)	
地球科学学位プログラム (区分制博士課程)	修士 (理学) 博士 (理学)	
環境科学学位プログラム (博士前期課程)		修士 (環境科学)
環境学学位プログラム (博士後期課程)		博士 (環境学)
山岳科学学位プログラム (博士前期課程)		修士 (山岳科学)
ライフイノベーション (食料革新) 学位プログラム (区分制博士課程)		修士 (食料革新学) 博士 (食料革新学)
ライフイノベーション (環境制御) 学位プログラム (区分制博士課程)		修士 (環境制御学) 博士 (環境制御学)
ライフイノベーション (生体分子材料) 学位プログラム (区分制博士課程)		修士 (生物工学) 博士 (生物工学)
国際連携持続環境科学専攻 (博士前期課程)		修士 (持続環境科学)
人間総合科学学術院		
人間総合科学研究群		
教育学学位プログラム (区分制博士課程)	修士 (教育学) 博士 (教育学)	
心理学学位プログラム (区分制博士課程)	修士 (心理学) 博士 (心理学)	
障害科学学位プログラム (区分制博士課程)	修士 (障害科学) 博士 (障害科学)	
カウンセリング学位プログラム (博士前期課程)	修士 (カウンセリング)	
カウンセリング科学学位プログラム (博士後期課程)	博士 (カウンセリング科学)	
リハビリテーション科学学位プログラム (区分制博士課程)	修士 (リハビリテーション科学) 博士 (リハビリテーション科学)	
ニューロサイエンス学位プログラム (区分制博士課程)	修士 (神経科学) 博士 (神経科学)	
医学学位プログラム (一貫制博士課程)	博士 (医学)	
看護科学学位プログラム (区分制博士課程)	博士 (看護科学)	修士 (看護科学)
フロンティア医科学学位プログラム (修士課程)	修士 (医科学)	
公衆衛生学学位プログラム (修士課程)		修士 (公衆衛生学)
ヒューマン・ケア科学学位プログラム (3年制博士課程)	博士 (ヒューマン・ケア科学)	
パブリックヘルス学位プログラム (3年制博士課程)	博士 (公衆衛生学)	
スポーツ医学学位プログラム (3年制博士課程)	博士 (スポーツ医学)	
体育学学位プログラム (博士前期課程)	修士 (体育学)	
スポーツ・オリンピック学学位プログラム (博士前期課程)	修士 (スポーツ・オリンピック学)	
体育科学学位プログラム (博士後期課程)	博士 (体育科学)	
コーチング学学位プログラム (3年制博士課程)	博士 (コーチング学)	
スポーツウエルネス学学位プログラム (区分制博士課程)		修士 (スポーツウエルネス学) 博士 (スポーツウエルネス学)
芸術学学位プログラム (区分制博士課程)	修士 (芸術学) 博士 (芸術学)	
デザイン学学位プログラム (区分制博士課程)	修士 (デザイン学) 博士 (デザイン学)	
世界遺産学学位プログラム (区分制博士課程)	博士 (世界遺産学)	修士 (世界遺産学)
情報学学位プログラム (区分制博士課程)	修士 (情報学)	

	博士（情報学）	
ヒューマンバイオロジー学位プログラム （一貫制博士課程）		博士（人間生物学）
ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム （区分制博士課程）		修士（病態機構学） 博士（病態機構学）
ライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム （区分制博士課程）		修士（医科学） 博士（医科学）
スポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）		修士（スポーツ国際開 発学）
大学体育スポーツ高度化共同専攻（3年制博士課程）		博士（体育スポーツ 学）
国際連携食料健康科学専攻（修士課程）		修士（食料健康科学）

別表第4（第61条関係）

学術院・研究群・専攻	一貫制博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程		専門職学位課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			278	139	198	66		
ビジネス科学研究群			126	63	63	21		
法曹専攻							108	36
国際経営プロフェッショナル専攻							60	30
理工情報生命学術院								
数理物質科学研究群			552	276	264	88		
システム情報工学研究群	40	8	862	431	282	94		
生命地球科学研究群			622	311	354	118		
国際連携持続環境科学専攻			12	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	360	88	1150	*575	423	141		
スポーツ国際開発学共同専攻			10 (16)	5 (8)				
大学体育スポーツ高度化共同専攻					9 (15)	3 (5)		
国際連携食料健康科学専攻			18	9				
計	400	96	3630	1815	1593	531	168	66

(注1) グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員（80人）及び収容定員（320人）を含む。

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース（5人）を含む。